

## 公益社団法人徳島県看護協会外部理事の報酬に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島県看護協会（以下「本会」という。）の定款第31条の規定に基づき、外部理事の報酬及び支給基準について必要な事項を定めるものとする。

### (適用範囲)

第2条 この規程の外部理事報酬は、本会が外部理事に対し、理事としての職務執行の対価として支給するものをいう。

### (報酬額の決定)

第3条 外部理事の報酬額は、総会の承認を得た予算の範囲内において、理事の協議によって決定する。

2 報酬額は別表に定める額とする。

### (報酬の種類と支給日)

第4条 外部理事の報酬は、日額基本報酬及び交通費とする。

2 外部理事の年間の報酬総額は、100,000円以内とする。

3 外部理事の報酬は、理事としての職務執行日ごとに支給する。

### (その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、外部理事の報酬に関して必要な事項は、理事会において協議し、決定するものとする。

### 附則

この規程は、令和7年10月1日より施行する。

#### <別表>

| 金額       |        |
|----------|--------|
| 理事会並びに総会 | 5,000円 |
| 交通費      | 実費     |